

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和8年5月7日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和8年5月7日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	水谷	正行
2番	伊藤	忠司
3番	樋	己紀男
4番	横井	善彦
5番	花井	一好
6番	白木	悟
7番	岡村	なつ枝
8番	岡村	昇
9番	白木	斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	中山 重徳
事務員	三宅 真也

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	中山 重徳
------	-------

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 買受適格証明願について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は伊藤正樹推進委員の1名です。
よって出席委員は、農業委9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。
書記には、中山事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、中山事務局長 よろしくお願ひ致します。
議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席の農業委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、伊藤忠司委員、樋己紀男委員にお願ひ致します。
ご両名の方、よろしくお願ひ致します。
それでは、議事に入ります。
議案第1号 買受適格証明願について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
以上の3件を上程致します。
只今上程した内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。
まず、事項書2ページをご覧ください。「議案第2号 買受適格証明願について」説明致します。
本件につきましては、3件の証明願でございますが、全て同じ申請者であるため一括で説明させていただきます。
本件につきましては、別で配布致しました「令和8年5月7日開催農業委員会買受適格証明願に係る資料」をご覧ください。受人は■■■■の農地所有適格法人で

す。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1ページの下段に利用状況を記載しております。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積、(2)には機械の所有状況等をそれぞれ記載しております。

次に(3)農作業に従事する者の①から③については法人のため該当なしです。④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の3ページの2号から5号、4ページの6号は該当ありません。

次に資料の4ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、支障等はないとしています。

また、資料の5ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおり地域の取決めや活動等に従うとしています。

次の8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況ですが、1名の役員の状況を記載しております。

以上4番、5番及び6番の証明願につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしているとは判断されます。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は2件です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号 5-1 については [] としての転用です。隣接地の状況ですが [] [] [] でございます。雨水排水は、 [] [] [] へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当され

るため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続きまして、申請番号 5-1 です。こちらは[]としての転用です。

隣接地の状況ですが、[]、[]、[]でございます。

雨水排水は、敷地内で集水し、[]へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて4ページをご覧ください。「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。本件につきましては、5-1、5-2の2件です。賃貸借内容、各土地の所在等につきましては4ページに記載のとおりでございます。内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題のないものと判断しております。公告予定日は6月26日です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩(きゅうけい)とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時10分]

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時30分]

議 長

「議案第1号 買受適格証明願について」一括で、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤恒久(いとう つねひさ)委員」のご意見を申し上げます。

伊藤恒久委員

問題ないと思います。

議 長

次に農業委員の「水谷正行(みずたに まさゆき)委員」のご意見を申し上げます。

水谷正行委員 議長	特に問題ありません。 次に農業委員の「岡村 昇(おかむら のぼる)委員」のご意見ををお願いします。
岡村昇委員 議長	特にないです。 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
伊藤忠司委員	■■■■■■■■■■との記載があるが、申請地で■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■作ったりするのか。 また、この法人の主たる事業が耕作なのか実態を把握してほしい。
事務局	申請内容を見ると申請地では■■■■■■■■■■をする予定となっています。 また、法人の事業については確認をとります。
議長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-1 番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 はじめに推進委員の「加藤英二(えいじ)委員」をお願いします。
加藤英二委員 議長	問題ありません。 次に農業委員の「樋己紀男(みきお)委員」のご意見ををお願いします。
樋己紀男委員 議長	特にないです。 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
議長	(特になし)
議長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「5-2 番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 はじめに推進委員の「伊藤恒久(いとう つねひさ)委員」をお願いします。
伊藤恒久委員 議長	問題ないと思います。 次に農業委員の「水谷正行(みずたに まさゆき)委員」のご意見ををお願いします。

水谷正行委員
議長

特に問題ありません。

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」につきまして、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長

それでは採決に入ります。「議案第1号 買受適格証明願について」の「4 番」について、適格者であることを証明し、最高価買受申出人となった場合には、今回の証明願いと提出された許可申請書の事業内容に変更がなければ、改めて総会へ諮ることなく農地法第3条に基づく許可をすることについて承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「4 番」は、原案のとおり承認されました。

議長

続きまして、「5 番」について適格者であることを証明し、最高価買受申出人となった場合には、今回の証明願いと提出された許可申請書の事業内容に変更がなければ、改めて総会へ諮ることなく農地法第3条に基づく許可をすることについて承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5 番」については原案のとおり承認されました。

議長

続きまして、「6 番」について適格者であることを証明し、最高価買受申出人となった場合には、今回の証明願いと提出された許可申請書の事業内容に変更がなければ、改めて総会へ諮ることなく農地法第3条に基づく許可をすることについて承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「6 番」については原案のとおり承認されました。
- 議 長 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-1 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「5-1 番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
- 議 長 続きまして「5-2 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「5-2 番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
- 議 長 続きまして、「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することとします。
- 会 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。
(午後 7 時41分 閉会)
- 会 長 次に、その他事項について事務局から説明をいただきます。
- 事務局 特にありません。

会 長 それでは、次回開催日ですが、県申請書締切の都合等により6月5日(金)午後7時、現地確認は午後5時で予定致しますので、よろしくお願ひします。
 その他の事項についても、ご意見はございませんか。

会 長 その他特にご意見もないようですので、その他につきましても協議を終了させていただきます。
 それでは、これをもちまして、農業委員会総会を散会させていただきます。
 長時間にわたりありがとうございました。

(午後7時43分 散会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和8年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員